

## 町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第10回）

### 議事要録

- 日時 2015年12月24日（木）14時00分～17時10分
- 場所 町田リサイクル文化センター 研修室
- 出席 委員：高橋会長、小林（静）副会長、福岡委員、篠島委員、  
小林（哲）委員、八木委員、守屋委員、佐藤（臣）委員、歌代委員、彦根委員、  
中丸（康）委員、中丸（一）委員、佐藤（早）委員
- 欠席 2名
- アドバイザー : 荒井 氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- 事務局 : 小島環境資源部長、田後循環型施設建設担当部長、水島環境資源部次長  
循環型施設整備課：守田課長、三浦統括係長、市川担当係長、黒須担当係長、  
竹内主任、田中主事  
環境政策課：塩澤担当課長  
資源循環課：窪倉課長、河原担当課長  
3R推進課：宇野課長  
コンサルタント：株式会社 日建設計
- 傍聴者 2名
- 配布資料
  - 1 第9回連絡会でのご意見・ご要望【抜粋】
  - 2 景観及び付帯機能に係わる検討スケジュール
  - 3 要求水準書(案)における事業コンセプト及び施設の景観の記載について
  - 4 町田リサイクル文化センターの施設整備事業の説明会報告
  - 5 環境影響評価書(案)の概要報告
  - 5-1 既存工場跡地の利用及び都市計画手続きについて
  - 6 要求水準書(案)における地元との関わり方について
  - 7 環境保全協定の構成と今後のスケジュールについて
  - 8 地区連絡会及び勉強会における今後の協議事項について

## 1. 委嘱式及び開会の挨拶

### ○ 開会の挨拶

小島環境資源部長より、開会の挨拶を行った。

### ○ 委嘱式

委嘱状を各委員に手交後、会長・副会長の選出を行った。

会長にはもみじ台町会長の高橋清人委員、副会長に忠生中央町会長の小林（静）委員が選出された。

### ○ 委嘱式後の挨拶

田後循環型施設建設担当部長より、挨拶を行った。その後、事務局より配布資料と議題の確認を行なった。

・**高橋会長** 今後、これまでの話し合いを大事にしながらよい施設を造っていくとともに、まちづくりのほうもよい地区になるように皆さんと一緒に頑張りたい。

・**小林（静）副会長** ごみ処理施設とまちづくりとあわせて立派なものができるように、みなさんのご協力をいただきたい。

・**中丸（康）委員** 上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会の委嘱状と書式が違う。委嘱状には下小山田町内会と書かれていらないが、私の町内会での任期は2017年12月まで無いので、町内会の役員が変わったところで委嘱状は返して、新しい地域の役員に引き継ぎたい。

## 2. 確認事項

### ○ 議題1 これまでに頂いたご意見・ご要望について

資料1を用い、事務局から、第9回連絡会で委員から頂いたご意見・ご要望に対して検討した結果について説明した。

#### (以下、質疑応答)

特に質疑は無かった。

### ○ 議題2 景観及び付帯機能に係わる検討スケジュールについて

資料2を用い、事務局から、景観及び付帯機能に係わる検討スケジュールについて説明した。

#### (以下、質疑応答)

・**高橋会長** 実施方針とはどういう事なのか、よく分からない。

・**事務局** 事業をどのように進めるか事業者に提示する、PFI法に則った手続である。実施方針や要求水準書等を公表する機会となる。施設の規模など、様々な事を提示する。

・**高橋会長** 要求水準書は分るが、その他の部分とは何があるのか。

・**事務局** 他に契約書がある。

・**荒井アドバイザー**

全体の流れは、2016年4月に「入札公告」という工事の請負希望業者の参加を募る資料を公表する。

従来はこれで仕事が始まったが、最近は民間活力の活用として、PFI事業やDBO事業と

いう事業方式を採る事が多い。PFI法で手続きが決められており、実施方針は入札公告の予告のようなもの。事業者に事業の周知をする、それが実施方針である。

契約書案や要求水準書案を出し、これに対して何か意見はあるか等、事業者とやり取りを行い、最終的に入札公告という形で2016年4月に出す。

- ・**高橋会長** 内容は分からぬが、考え方は分った。

町田市の選考委員会と書いてあり、3回は既に終わった。この選考委員会での議論のポイントを御紹介いただきたい。

- ・**事務局** 原則非公開の形で会議をさせていただいているが、要求水準書や契約書関係の書類を提示し、御意見等をいただき修正等を行っている。
- ・**守屋委員** 来年度この事業者選考に当たって、予算の積算は、どう係わるのか。
- ・**事務局** 来年度の事業費は、他市の事例や別途積算を行い、見積りを比較しながら事業費を設定する。契約は2016年12月を予定しているが、事業は2017年度から開始のため、2016年度予算では事業の内容が表記されるが、金額は2017年度以降にのる形になる。

### ○ 議題3 要求水準書（案）に関する記載事項の確認

資料3を用い、事務局から、要求水準書（案）における事業コンセプト及び施設の景観について説明した。

（以下、質疑応答）

- ・**歌代委員** 要求水準書を出すに当たって、いきなり素人みたいな企業が入っても事業が進められないが、分かる範囲で、何社ぐらいを考えておられるのか。スーパーゼネコンまでいかぬと思うが、どのレベルの企業にお願いしたいと考えているのか。大枠で教えていただきたい。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 今の段階では何社という事は分からない。ただ、バイオガス設備を取り扱っている事業者で絞られてくるかと思っている。
- ・**彦根委員** 今の件に関連するが、バイオ施設と焼却設備がある。まるで違う内容だと思う。両方を扱っているメーカーを選定するのか、別々に選ぶのか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 尿処理施設でも発酵残渣は焼却という流れが一般的である。焼却プラントメーカーが発酵施設を併用設置する事例は以前からある。バイオガス化施設は廃棄物の歴史的には浅いが、技術的に問題はないと思っている。町田市は別々に発注せず、併用設備として扱うと決めている。これは整備基本計画の委員会、資源化施設の基本計画の学識経験者や事業者の方、市民の代表の方、町田市で方向性を探り、併用で一体整備し、問題無いだろうとして進めてきた事業となる。
- ・**荒井アドバイザー** 資料4の2ページの10番と11番。バイオガス化施設の事例と稼働状況として、長岡市、防府市、南但、京都市と記載してある。長岡市はJFE、防府市は川崎重工業、南但はタクマ、京都は日立造船という会社になる。ストーカー炉のメーカーで、300トン前後を製作できる会社は日本に6社ぐらいしかない中の4社がバイオマスガスも取り扱っている。

建築業者は、中堅以上で考えている。鹿島建設や大成建設も施工している例はある。入札の参加条件を付けるため、市内の小規模業者が直接この建設事業を請け負う事はないと思う。

スーパーゼネコンと言われたが、工事費の関係もあり、中堅以上の全国区の事業者なら参加できるようしてある。

- ・**高橋会長** 会社の例えれば6社なら6社、それぞれバイオガスの方式を持っている。方式について、町田市は早目に乾式、発酵槽は横型等々の方向を打ち出している。それは会社を決める上で矛盾するケースは出てこないのか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** バイオガス化施設の色々ある仕組みを調査、視察を行い、検討した。町田市が採用を考えている乾式は、あまり水を使わないタイプ。選定前に町田市に合ったごみ質を発酵させて一番いい方法は何だろうと検討し、今的方式になっている。湿式で水を大量に入れたほうが発酵しやすいが、町田市は40万人以上の都市で、紙ごみ等が非常に多い。これは資源にならない紙ごみとの位置付けになっているが、生ごみと紙ごみを安定的に一定量を処理するのは乾式がいいとなった。  
縦型・横型はプラントメーカーがノウハウを持っている。それらを扱うプラントメーカーは4社ぐらい。町田市は、どこのメーカーも扱えるものを発注しようと思っている。
- ・**高橋会長** 乾式に限定しても、少なくとも4社は大手ができるはずという事か。ただ、4社になると余り実績のあるところは数少ない。
- ・**荒井アドバイザー** 田後担当部長が説明したように、生ごみ処理では最近の技術のため、経験のあるところは多くない。それ以外に、し尿処理等は経験しており、技術自体は、一応確立している。それノウハウがあり、ストーカとバイオガスを組合せて作れるかは、経験のあるメーカーに限定されると考える。経験のあるメーカーが4社ぐらいという事になる。
- ・**中丸(康)委員** 市全域から収集したごみを、有害物質を施設外に出さないよう処理していただきたい。焼却炉からの害が多いならば、焼却炉の事業者選定を重点的にしてほしい。バイオガス化施設に重点をおき、焼却施設の機能が悪くなり、周辺環境が悪くなつてはどうしようもない事だ。

### ○ 議題3 町田リサイクル文化センターの施設整備事業の説明会報告

資料4を用い、事務局から、町田リサイクル文化センターの施設整備事業の説明会報告について説明した。

#### (以下、質疑応答)

- ・**中丸(一)委員** 部長は手選別と言われたが、手選別と機械選別ではコスト面はどうかと、年末年始はごみが大量に入ると思うが、その対応方法はどのようにになっているのか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** コスト面では、人が選別するため、人件費がかかる。人員配置は、仕様書に記載するが、メーカー提案に委ねたいと思う。市としては、資源化できる種類の何を何%以上資源化するとの表記を考えている。再資源化の方法はメーカー提案を考えている。
- ・**篠島委員** 今まで手選別は全然していないのか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 手選別は一部で行っている。

発電出力を知りたいという資料4の18番。町田市が採用を考えている焼却炉は、現在の施設の発電効率が大体10とか11%強ぐらいだが、17%以上の高効率タイプにしようと考え

ている。焼却炉の規模は小さくなるが発電効率はよくなり、また、契約単価があるので今の段階でははつきりといえないが、売電収入も現在より増えると思っている。

#### ○ 議題4 環境影響評価書（案）の概要報告

資料5を用い、事務局から、環境影響評価書（案）の概要報告について説明した。

（以下、質疑応答）

- ・**高橋会長** 緑地は20%を確保しなくてはならないと東京都から言われているというが、その20%の話と、先ほどの説明では、現状維持みたいな話があるのか。
- ・**事務局** 失った緑地については、その分を補填するようにと、協議を始めたアセスとは別の部署に指導を受けた。
- ・**高橋会長** それは20%とどういう関係になるのか。
- ・**事務局** 20%は条例で定められている緑地確保の最低限のラインになる。今回は全くの自然地緑地を潰す事になるため、その分は補填するようにという事になる。
- ・**高橋会長** それは条例ではなくて行政指導か。
- ・**事務局** 20%プラスでき得る限りの緑地を確保という形になる。自然地を潰して何も考慮しない事は、よほどの理由がない限りは許されない。
- ・**高橋会長** それは努力目標というか。
- ・**事務局** 努力目標というか、自然地を失った分については、できる限り確保するようにという指導となる。
- ・**高橋会長** できる限りというのは、努力目標ではないか。
- ・**事務局** 先ほど申し述べた傾斜の部分について、前回お示しした図では全部緑地に使えそうに見えるが、正面玄関等の広場部分とは、10m近くの高低差がある。そうすると傾斜がかなりきついため、傾斜をもう少し緩くしなくてはならない。具体的な提案は、実際に事業者が決まってから詰めていく事になる。全部平坦に見えるが、そうではない。
- ・**高橋会長** その傾斜地は緑地として認められないという意味か。
- ・**事務局** 傾斜地は、緑地となる。ただ、東側で潰す面積が約2ha（2万2,000m<sup>2</sup>）と大きい緑地になるため、その分は確保するように。事情があり、例えばエコフェスタの会場がないから芝生広場として確保したいとか、何か目的があれば大丈夫だが、20%確保したから、それ以上は不要という訳にはいかない。
- ・**事務局** 基準では敷地面積の20%を確保するという事だが、今回新しい施設を整備するに当たり、自然地の約2haを造成することになり、環境影響評価の手続きの中で東京都と協議したところ、自然地を造成した分を一定以上復元するように話があった。あくまでも協議事項ということで、市も一定の広場等は設けたいと考えているため、今後、東京都と協議しながら、広場等として使えるところを確保するような形で協議したいと考えている。ただ、協議事項の中で一定規模の緑地を確保するように指導されているため、確保せざるを得ないという状況だ。どのぐらいの割合になるかは、これから協議をして調整する。
- ・**守屋委員** 北西の広場について、宿題という事になっていたと思う。条例による20%の緑地の確保では、全体的に何m<sup>2</sup>ぐらい必要になり、広場として何m<sup>2</sup>が使えるか質問をして、今日回

答いただけたと思っていたが、具体的に回答がない。

傾斜に緑地をある程度確保するという指導があるようだが、例えば擁壁にするなど色々な形にすればそういう事がクリアできる。回答が曖昧で、理解が全くできない。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** ここにバイオガス化施設と熱回収施設を作る。ここは花の家があり、ここに作業棟があり、じゃぶじゃぶ池があり、ちょっとした遊歩道になっている。その部分は、貴重な植物やトカゲなどが生息しているとの調査結果がある。そのため、ここにいた動植物が施設の設置により、ここからいなくなる事は基本的にはいけない。この敷地内でこの20%以上のものを何とか、この中に設けて、これらが生息できる状況を再度作ってくださいと、そういう指導となる。それが、ちょっとした池等も含めるらしい。事業者がどのような提案をしてくるか分からぬが、配置について、市が勝手に決めるのではなく、事業者に提案してもらう。いずれにしろ、失う緑地にあった動植物を全部消滅させる事は認められず、2割以上は、この既存工場棟跡地で確保するようにというのが、先ほどから説明している内容となる。

- ・**高橋会長** 潰した範囲は2割だろう。

- ・**事務局** 敷地面積の2割は緑地を確保する必要がある。以前お話しした部分は確保されているが、東側の自然地をなくしてしまう部分を補填する。具体的に何割という訳ではないが、全く配慮しない事は許されないという状況になっている。

- ・**高橋会長** その趣旨が、希少動植物の保護という事になっている訳か。

- ・**事務局** 動物と植物に配慮が必要となる。

- ・**高橋会長** 今回の発注範囲は、この広場も含めた利用方法等も発注になるのか。

- ・**事務局** 道路工事は別だが、造成工事やストックヤード等も一体的に計画している。

- ・**高橋会長** 造成工事というのは何の造成か。

- ・**事務局** 敷地内全体となる。

- ・**高橋会長** 撤去工事も入るのか。

- ・**事務局** 今回の事業範囲は、施設の建設、既存工場棟の解体、解体後の整地とストックヤード、緑地の保全部分を含めた形になる。既存工場棟を撤去後、整地する程度で、広場の活用や整備の具体的な内容は事業の中には入っていない。緑地の復元等は事業に入っている。

- ・**荒井アドバイザー** 資料5に書いてあるが、大規模な開発事業を実施するときに、適切な環境配慮がされる事業計画とするための手続であると、資料5の1に書いてある。今回は全体を開発するが、特にともと緑地だが緑地が無くなってしまい、それはまずいよと。そのため、これと同程度の緑地をあちらに作るように指導があり、市は整備すると、そういう内容かと思う。ここは今まで緑地だった訳だが、これが無くなってしまい、こちらも平らにするだけなら、緑地として全体が減るため、東京都としては、ここにあった緑地とほぼ同程度のものをこちらに作るようにと指導している。それについて対応する事を説明した。ただ、具体的にどうするかは今の段階で決まっていないため、それは説明できない。今後、内容が詰まってから説明するという事である。

- ・**中丸(康)委員** 全く分からぬ。地元とすると、緑を削った分は補填するという事について、それはおかしいのではないか。ここは市街化区域だ。市街化区域というのは10年以内に全部市街化しなくてはいけない区域だ。そうすると、他のところで開発行為で住宅地を作る時に当

然緑地が、木があるところを宅地にする時に、その面積を他に作らなければ宅地造成してはならないという理屈は何もないで、全体の 20 %を緑地確保する以上の事を真剣になぜ市が応えるのか。応える必要はない。市街化区域として開発すべき行為の時に、自然地を全部崩さない開発なんてあり得ない。それは何の基準に、法律に基づいているのか都の条例に基づいてと具体的に言わないで、指導基準だったら断ればいい。何でそれについて努力すると言うか。やる必要がないのではないか。ここは、この市街化区域の中の開発をすべき区域だ。市街化調整区域ではない。その理屈なら、住宅 1 戸作るのに木を一本切ったら、どこかに植えなければ住宅は作れなくなってしまう。

- ・ **事務局** 宅地事業では、法律とか条例で何%という事は、それ以上確保するというのは努力義務になるので、事業者がやらないと言えばやらなくても済む。今回公共事業という事と、環境影響評価の対象になっている事業で、市としても、周りの環境等を配慮しながら事業を進める必要があり、そういう事を東京都も考えて、この指導や協議がある。そこを市も考慮した上で、具体的にはこれから検討する。皆さんとお約束している、周辺住民の方が活用できる広場等も考えている。そこも含め、東京都と協議して詰めていきたい。環境の保全という観点からも一定以上の緑地の保全は必要という事で考えている、そこを御理解いただければと思う。
- ・ **中丸(康)委員** 今回の事業区域だけを考えないで、小山田地域全体で緑がどのくらいあるか、その中の 2 ha なんて微々たるものだ。そこに虫がいた、何か植物があったから、それと同じものをこの中に確保しろなんていうのは従う必要はない。そんな態度で市が対応したら、これから他へ何か施設を作るときに何もできない。大きな面積で環境影響評価するところは対応しなくてはならないのはおかしい。東京都は色々問題にして、従う必要ないと思う。
- ・ **田後循環型施設建設担当部長** 中丸委員が言われるのは、市街化区域の中で住宅等を建てる時に開発しなくとも、何もしないというはそのとおりだと思う。

ここもそうではないかと言われるが、そうならば、ここで環境影響評価をするようにとならないはず。ここは処理能力が 200 トン以上のごみの処理施設を作るのであり、何もないところに住宅・道路を作るという事ではない。確かに市街化区域だが、そういう事ではない。下小山田にはたくさんの緑があるが、ここに 200 トンの焼却施設を作るのであれば、環境への影響を調べる必要があり、色々な調査をしている。その中の指導となる。それは何でもないから市が無視すると、他にこういう施設を作っても何もしないでどんどん開発されたままになってしまう。東京都の場合は 200 トン以上と規模がある。それ以下の小さい施設は生活環境影響調査がある。その調査を行い、初めて影響の有無が分かる。もし、影響があるならないよう考慮する、ないのなら起らないように配慮するという仕組みがある。

確かに、法律では市街化区域はいいという事ではあるのが、ここは廃棄物処理施設があるのでその影響をしっかり調べなさいというのが環境影響評価である。無くなつた部分を補填しないでそのままにすると、今後このような施設ができた時にそのままになつてしまい、どんどん緑が失われる事になる。

- ・ **中丸(康)委員** どこの市も県境の一番自然があるところへ、こういう施設を作っている。それが間違いなら、ここをやめて町の中の平らなところでビルがないところに作れるという事だ。それが一番いい。ここへ作る事はない。この前の計画の、小野路と下小山田の境で作るしたら、どう作るのか。全部緑じゃないか。その中へ作る時に、ほかの緑はどこに作るのか。ここだから、元あった分の緑を植える事ができるかもしれないが、ほかの場所だったらできない。

既存工場跡地に何もやらせないようにするために言っている。あそこは地域の人は使わせてくれという施設の場所なのだから。こういう地域が認めたところに緑地再生のために既存工場棟跡地が使えなくなる指導は、認めるべきじゃないと思う。清掃工場は、町の中に作ればいい。市役所の跡地でも、そこに作ればいい。

・**事務局** 今回失われるのが 2. 2 h a と御説明しまして、広場と書かれているところを全て緑地にするつもりはない。エコフェスタの会場や広場は確保しながら、できる限り 20% 緑地があるだけではなく、自然環境に配慮した整備をするという意思表明させていただきたい。全部緑地にするとか、地元の方の使えるスペースを考えないという事ではなく、できる限りの配慮はさせていただき、環境影響評価書を出させていただきたいと考えている。

・**高橋会長** この狭い敷地内で、独立した範囲のように環境を保全しなくてはならない、元の緑地を確保しなくてはならないというのは、普通の常識で考えるとおかしい。

・**八木委員** 失われる緑地の面積というのは概ねどのくらいか。

・**事務局** 約 2 万 2, 000 m<sup>2</sup> (2. 2 h a) である。

・**八木委員** 新施設ができる事によって失われる緑地が 2 万 2, 000 か。全体か、壊すところだけか。

・**事務局** 壊す範囲だけとなる。敷地が約 7 万 8, 000 のため m<sup>2</sup>、大体 3 分の 1 ぐらいとなる。

・**歌代委員** 市は環境に悪いものを作っているから、その分グリーンを増やそうと。その増やそうと市が努力している事を我々が否定する必要はないと思う。斜面は急だから施設等は作れないから、そこはグリーンにしようとしているのはいいと思う。

ただ、そこが全部使えなくなるという事だと、我々が要望している事ができなくなるから困るが、グリーンを増やそうとしているところは斜面で施設もできない。そこで増やそうとしている事だから、いいと思う。

・**高橋会長** 斜面ならいいという事か。

・**歌代委員** 斜面ならいいという事だ。

・**佐藤(臣)委員** 既存工場棟跡地の整地がどうなるのか。現状の地盤高さか、嵩上げして新施設と同じ高さにするのか、その状況もある。最後は緑を多くするというのは結構だ。ただ、緑といつても樹木を植えるのか芝生にするのか。それはまた違ってくる。樹木を植えるなら何もできないし、芝生で緑を作るならば別にそういう事はないと思う。壁面も擁壁にすれば崩れないが、緑化し、ある程度崩れるような環境もあるため、こうした事も考慮し、跡地をどのような整地をするかによる、この緑地を議論するのはその後だと思う。

新施設が建つところも芝生と池と木はそんなに多くない、実際にこちらの芝生のところだけを整地すると思う。煙突を建てる、あの辺のところ山を削るとか、あの辺の樹木が無くなると思っている。最終的にグリーンを議論するより、その先に進んで、その跡地をどうするか、今後それによってグリーンをどうするかという議論をしたほうがいいのではないか。

・**高橋会長** 我々としては、この広場は貴重な平地なので、その活用については色々な可能性を残して地元と十分協議してほしいという事だ。それを大前提にして東京都との折衝はお願いたいと思う。

・**小林(静)副会長** 先ほどの説明だと、壊す緑地に貴重な生物とか動物がいるので、その生息地を崩すのでグリーンを確保するというお話だが、その上に樹木があるから、そこに設置して

も動物はそちらへ移動するのか。植物は植え替えればいい。それは理屈じゃないと思う、おかしいと思う。本当にそういう理由なのか。

- ・**事務局** 私ども都合よく説明している訳ではなく、条例に基づいて東京都と協議した中では失われた自然環境について、一定以上保全していくという事で今協議を進めている。これから協議を進め、最終的には事業者が決定し、事業者の計画の中で、再度計画をお示しするので、それまでに色々な協議をさせていただき、進めさせていただきたいと思う。
- ・**高橋会長** この狭い範囲、図面の中で全てのものを解決するような、机上の話は基本的にはおかしいと思う。中丸委員が仰ったように、東京都とは強力に交渉していただきたいと思う。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 副会長が言われたとおり、動物だから別にこちらに移したからこっちに来るものじやないと。それはそのとおりだ。山を越えて隣に行くかもしないし、どこに行くかも、それは分からぬ。ただ、そこにいた事は事実のため、例えば植物は移植すればいいけれども、動物も移せば来るかというと、そうではないかもしないが、そこに生息していた分の保全をしなさいというのが東京都の言い分となる。会長が言われたとおり、その狭いエリアの中で、何で全部完結しなければいけないというところは釈然としないが、東京都とこれからも交渉する。

## ○ 議題5 既存工場跡地の利用及び都市計画手続きについて

資料5－1を用い、事務局から既存工場跡地の利用及び都市計画手続きについて説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・**高橋会長** 公共施設の学校・病院というのは例示か、それとも制限的な記載か。
- ・**事務局** こちらは例示で、学校では小学校、中学校、大学等があり、病院は病院という記載のみとなる。
- ・**高橋会長** 我々が考え、別のまちづくり組織で考えている例示では、体育館やスポーツ施設は工業地域になった場合に可能性が無くなるのか、それとも大丈夫なのか。
- ・**事務局** 「用途地域上」は可能だが、「都市施設上」で関係性が無いと設置は厳しい。
- ・**高橋会長** 計画地全体の用途地域を変更しようとしている。用途が決まってないところも含め工業地域にし、将来の用途に制限をかけるのはおかしくないか。
- ・**事務局** 施設区域は同一の用途地域で指定する考え方のもと、準工から工業地域に変える約7.8haの区域は同じ用途地域にするという事となる。

スポーツ施設等であっても、上部利用などは可能となる。病院の建設は難しいが、公衆浴場、診療所、保健所、老人ホーム、児童更生施設等は、用途地域上は可能となる。ただ、都市施設となるため、用途地域上はこちらの表以外についても、建設可能となる。

- ・**中丸(康)委員** 町田市全体の中で決める時に、用途地域を変更しないで作れる場所として、ここに決まった。用途変更するならば、どこでもできる訳だから、大前提が狂う。これは地域の人は納得できない。用途変更するならば、ここに決めた理由が無くなると思う。準工業の中ができるなら、それを通してもいいだろう。特例でできるものは特例で作らせればいい。それを変えるなら場所を一から考え直してほしい。

- ・**事務局** 建設地を選定する際の条件として、用途地域は工業系と市街化調整区域で無指定のと

ころが前提条件になっていたので、その中で選定したので、御理解をいただければと思う。

- ・**中丸(康)委員** 理解できない。地元を騙したようなものだ。絶対用途変更はだめだ。
- ・**高橋会長** 用途地域の変更は、新しい建物を建てる部分のみに限定できないのか。用途地域が簡単に変更できるのは、非常に問題ではあるが、そんな簡単な話なら計画地内を割ればいいではないか。
- ・**事務局** 用途地域は、都市施設という形で区域を設定するため、敷地全体を同一用途にするという事が原則となる。部分的にその用途を変更する事は考えていない。都市計画上の考え方では同じ敷地を違う用途に分ける事はできないため、統一して工業地域に変更する予定を考えている。
- ・**高橋会長** 全部まとめて手続きした方が簡単だという事は分かる。ただ、他の用途地域の指定でも色々分割している。緑地なら用途地域変更は一括して全体を行う必要はないという事だろう。道路を作つて住宅を建てる時は、そこの部分だけ分割して行うであろう。
- ・**事務局** 施設の敷地を対象にして用途を決めるため、建物を建てるところと建てないところがあるが、そこを分割して用途地域を指定する事は、市の基準等に照らし合わせて難しいため、一体として工業地域に変更する事で、御理解いただければと思う。
- ・**篠島委員** 話は分かる。ただ、私ども地元へ持ち帰り、準工業地域を工業地域に変えたほうがいいという積極的な理由、この場所を特定した何かがないと説得しづらい。工業地域は他にもあるだろうと言われると答えられない。ここは準工業地域だから他の工業地域に持つていったらどうだと意見が出てきた時に答えられない。その辺をよく説明していただきたい。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** バイオガス化施設で設備を作り、ガス発電する。これは準工業地域ではできない。ただし書きで強引にやろうとすればできるが、それだけでこここのエリアの事を全部解決はできない。地元に帰つてお話をいう事ならば、市がバイオガス化施設の設置で用途地域を変えたいと言つてはいると説明していただきたい。そこの部分だけ敷地の中で工業地域にする事は、難しい。そのため工業地域にしたいと考えている。
- ・**高橋会長** その話は初めて聞いた。ストーカ炉は準工で設置できて、小さいガスタービンが工業地域でないとだめというのには本当か。
- ・**荒井アドバイザー** 都市計画でごみ処理場を作る場合は、位置が都市計画で指定されてなければならない事になっている。建設するためにはごみ焼却場に使用するという都市計画を進めなければいけない。準工業地域や工業地域とは、用途地域といつて都市計画上そこに建てられる建物が決まっている。そういう意味で準工業より工業のほうが緩やかである。今回、都市計画の位置の指定を「ごみ焼却場」から「ごみ焼却場」及び「ごみ処理場」と変更する。準工業地域の場合はバイオガス化施設の建設が難しい。特例とは、都市計画上の位置の指定をしなくても、当該の事務処理を担当する部署が例外規定として認めれば建てられるという規定がある。町田市の説明を聞いていたる限りでは、例外規定を使わず、都市計画決定をして建設をしたいという趣旨であると思う。
- ・**中丸(康)委員** できるのならば、用途地域の変更をしなくてもいい。
- ・**荒井アドバイザー** 町田市はきちんと都市計画変更を考えている。
- ・**中丸(康)委員** それを最初から言えばよく、途中から変更したためおかしくなる。最初は特例でできるので、ここに設置したいと説明されたが、後で都市計画を変更しなければ「難しい」という言葉は言わないでほしい。「だめだ」か「いいか」しかない。「難しい」という言葉はな

い。

- ・**事務局** 前提となる建設地の選定条件は工業系か調整区域の無指定で考えていたので、その前提条件は変わらない。ただ、バイオガス化施設が用途地域に適合しないという事で、市の都市計画の考え方等があり、用途地域を変更し、対応させていただきたいというお願ひとなる。

工業地域に変えるが、計画している焼却施設、不燃粗大施設、バイオガス化施設以外のものを造る事はない。用途地域の説明が不足し、御迷惑なり御不審な点があろうかと思うが、市の都市計画の考え方沿って用途地域を変えさせていただきたい。御理解をいただければと思う。

- ・**中丸(康)委員** ここに作るという事は、地域にとっては大変な事だ。これを作るから周りの環境整備には最大限努力するという約束をしている中で、下小山田町内会では、市長名で今年度中に実行するとされた小規模な事業が行われない。それさえ守られない現実がある。市長からの約束の文書が来た問題を今年度に処理できない。全部守った上で、この変更をお願いするならまだ分かるが、約束は守らない。

忠生の市政懇談会の時も、市長は、忠生連合会または下小山田と協定を結んだ後の初めての忠生の連合会の時に、設置のお礼やこれから対応等を言わなかった。たまりかねて、私がおかしいじゃないかと言ったぐらい、今の市長は余り考えていない。だから、意見を言いたくなる。約束を守らないで、今までの約束で可能だと言ったものが難しくなったため変えろというのは、おかしいだろう。地域の関係者にそれで了解しろと言うのは無理である。

- ・**小林(静)副会長** 用途地域の変更については、バイオは最初から計画にある。その最初から分かっている事を説明不足という事だが、地元住民と役所との間に信頼関係が無いと、これから先、上手くいかない。そういう事も含め、色々な面で役所側は丁寧に我々に説明していただきたい。

- ・**守屋委員** 市長は相当前からバイオガス化施設を作りたいと考え方を示されていた。その時点では用途変更の議論、庁内の合意は得られなかったのか。色々問題が出ているが、市長が生ごみの処理施設の設置検討時にこの事態は想定されている訳だろう。市も都市計画審議会が開催できる訳だが、その議論は出なかったのか。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** 一般廃棄物の資源化基本計画を作る段階で、検討委員会の中でバイオガス化施設という話が出て、施設の整備基本計画の中でも具体的に施設の規模は何トンで、どのタイプという話が出た。その段階で私どもは、「下水処理場」「し尿処理施設」ではバイオガス化施設は、用途地域を変えなくても建設可能となると知った。それがあったので、説明会では、そのまま用途地域は変えないと話してきた。その後、詳しく調査した結果、ごみの焼却施設に絡むバイオガス化施設は歴史的にも浅いことから、原則その用途は工業地域に限ることが分った。

その説明会まで分からず、申し訳ない。下水施設や、し尿処理施設で可能という事で、ここでも適用されると思った。そこは本当に申し訳ない。これが分かった時点で、ただし書きで対処できないか考えたが難しいと判断した。一昨年だが、町田市として、今後このような事がないように進めたいと説明した。この説明会の開催時に市議会議員が4名、5名参加され、副市長が参加された時に、私から用途変更の話を出させてもらった。それが最初の説明となる。私が出向いて、その経過説明をさせていただく事も構わない。そのような経過があった事だけは御承知おきいただきたい。

中丸委員が仰ったとおりだと思う。そのため何も言えないが、これからしっかりと仕組みの中でやっていきたい。

皆さんがまちづくり協議会で出されているプランの建設は、工業地域に変更しても可能だと認識はしている。

- ・**高橋会長** 同じメンバーでまちづくり協議会を進めている。色々な具体的なプランを出していくので、プランの案がもし実現するならば、可能かどうかだけ、はつきりした見解を出していただきたい。やるかどうかではなくて、可能かどうか。後から、東京都から言われたから、これはできないという議論は二度とやりたくない。
- ・**守屋委員** 最後に確認だが、用途変更の都市計画決定の手続きはいつ行うのか。
- ・**事務局** 手続きとしては、原案の説明会を来年2016年3月中に開催を予定している。都市計画審議会は2016年10月、12月に開催を予定している。
- ・**高橋会長** この場で全部を解決するのは非常に難しいと思う。本件はこれで議論を打ち切る。

## ○ 議題6 要求水準書（案）における地元との関わり方

資料6を用い、要求水準書（案）における地元との関わり方を説明した。

（以下、質疑応答）

- ・**高橋会長** この施設は作ると、約30年稼働する。30年間の運営費は、建設業者を決める時に金額を決める方式だ。30年間には法律も変わるだろうし、決めた自主規制値が、30年も法律に遵守した値となるか不安が1つある。まだ法制化されない水銀の規制値などが今以上に厳しい値となった時などは、事業者が自ら整備する訳ではなく、市と協議して市の負担で整備する事になるのか。

金額が決まった契約は、運営する会社としてコストを下げなくてはならない。余計な事はしないと考えると、不都合なデータはなるべく隠そうというのが、事業者の常だろう。それはどのように担保するのか。性悪説なので非常に言い難いが、そこを担保して、市民が安心感をもてるよう市に管理してもらいたい。その考え方をお聞きしたい。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** 懸念されている事だが、20年間同じ金額で契約すると、その範囲内で事業者はランニングコストを抑えて利益を生もうとする。それは当然の事だと思う。その中で、手を抜き運転に支障をきたす事が合っても分からなければいいという事がないようにする事は当然だ。対処として、町田市が管理監督する責任がある。運転管理も任せるため、運転状況や、その運転方法はプラントを壊さないよう努力すると思う。毎日の運転データを確認ができる事、自主規制値をクリアして運転する、異常時に速やかに報告できる仕組みを整える、それらは市が考える事だ。方法は未定だが、事業者が勝手に運転し、データを保存する事はしないような仕組みを整えていきたいと思う。

故障時には、その状況・内容を確認して対応し、その後、立ち上げる前にまた確認をし、皆さんにお知らせをしながら立ち上げていく。安全な状態で立ち上がった事を報告できるような仕組みを整えたい。実際に、DBOで運営を行っている先行自治体もあるので、参考にできる。

市や協議会等の関係者が変わっても継続できる仕組みを整えたいと思う。

- ・**荒井アドバイザー** 法律環境が変化した時だが、契約書の中に「リスク分担表」を付けてい る。将来的に想定できない事が起こった場合、その責任をどちらが取るかという事になってく る。法律の改正は事業者に責任が無いため、市が持つ事になっている。法規制が厳しくなった 場合、その時点で自主規制値を変えることにより、設備の追加や薬品類の追加等が必要とな る。その場合は市が負担し、改善をする事となっている。

民間企業のコスト削減の方向性や、データの改ざん等については、実際にデータの改ざんは例外ではあるが何ヵ所かあった。大体が内部告発で見付かっているが、そういう事のないよう に、市の監視体制を強化する事が必要となる。資料6の「排ガスの自主規制値などのモニタリ ングについては、民間事業者だけに任せるとではなく、市も実施します。」と記載があるが意 味が反対で、モニタリングは市が実施する。民間事業者は正常に運転しているかを監視すると いうスタンスで、今後整理をしていくという説明をされたと思っている。職員が何人かが常駐 をして毎朝事業者から報告を受け、現場の確認をし、週例あるいは月例の打合せ会を行い、中 身をチェックしていく。そういう方法により、きちんとした施設が動いている事を確認しなが ら進めていくという事になる。それを定期的に運営協議会等で地元の皆さんに開示をする事も 必要になってくるという気がする。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** 「改ざん」という言葉が出ましたが、例えば警報の履歴や事故 の履歴等を隠す事はできない仕組みは整える。隠せない状況は機械的に行っていき、異常を感 じ、それを理解し、指導できるような職員の常駐が必然だと思っている。そのような仕組みを 考えている。
- ・**高橋会長** ぜひその方向で進めていただきたいと思う。その考え方は、環境保全協定の中にも 盛り込んで協定化していただきたい。言った、言わないという事態は避けたい。
- ・**中丸(康)委員** 私も元職員だが、職員がずっと監視し、何十年責任持って稼働させる事は、難 しいと思う。これからは専門家の第三者委員会等に任せ、管理運営を行う会社以外の専門機関 がそこを監視するなら分かる。職員にその業務を任せる事は軽々しく言える問題ではないと思 う。専門家の第三者機関に委託するといいと思う。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 同じ職員が20年担当する訳ではない。そういったノウハウが ある職員は一人ではない。技術を伝えれば、他の職員も知識等を持てる。技術を伝える事は大 事だと思っているし、それを全て見られないという事ではなく、確認できるような仕組みを整 えればいい。そうするべきだと思っている。それは私達に任せていただきたい。
- ・**福岡委員** 今の話で一番大事なのが、市と市民が運営協議会を設置するというところだと思 う。私も消費生活センターの運営協議会を20年やっているが、職員は5年、6年で異動して しまい、分からぬ人が入ってくる。もう絶対伝承はしていかない。知識は分断されるため、 そこを補填するのが私達だと思う。市民も入った運営協議会のあり方をどうするか、私達もこ れからじっくり考えなければいけないと思う。
- ・**荒井アドバイザー** 補足させていただくと、ごみ処理施設の実務的な部分から、公務員が撤退 する動きが出ている。技術の伝承は全国的に、非常に危機的状況である。その中で町田市は非 常にいい取り組みを行っている。職員を育成する、運営協議会の場を利用する、第三者機関を 利用する、この3つ組み合わせなければ、なかなか上手くいかない。今の町田市の職員さんは 非常に頑張っておられるが、これが20年続くか30年続くかは中々難しい。色々な知恵を 絞って進められれば宜しいと思う。

- ・**高橋会長** 我々は、そういうリスクを最小限にする形を考えていきたい。第三者機関はどのような形になるのかよく分からぬが、それも考慮しながら具体的にどのように構築していくのか考えていただき、この環境保全協定に盛り込んでいただきたいと思う。
- ・**守屋委員** 資料6の（2）運営業務の中の最後の⑤に、市民が容易にモニタリングできるような情報公開をしていくとあるが、その中で、「なお、具体的な方策は、事業者による【提案】を考えています。」とある。先ほどスケジュールの中で実施方針、入札公告、そういう中で、先ほど④について荒井先生の御指摘で、モニタリングの実施は市が実施していくのだと言われた。事業者の提案ではなく、影響のあるところ、中、外、影響評価があるところについて、何カ所ぐらい設置するなど、市がある程度決めて、企画書を出し、事業者に提案してもらい、見積りしてもらう。市が積極的にそういう施策を出したほうがいいのではないかと思うが、いかがか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** そのとおりだと思っている。できる事を色々な形で作り上げていく。ただし、それを出す前にこういった提案をする、町田市はこう考えている、という事をお伝えし、事業者にそういう話を聞いていこうかと思う。
- ・**小林(静)副会長** 資料6の（2）運営業務の中の③で、施設が何かトラブルで停止した場合に回復の手順等を示しているが、その時に、焼却が間に合わなかった場合にはどういう対応をするのか。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 現在も行っているが、応援協定というものがあり、三多摩全体で協定を使い、ごみの運び込み、逆に受け入れをする事になっている。何かあった場合に対応し切れないものは他市にお願いして搬出し、処理してもらう事になる。
- ・**高橋会長** 本件は、環境保全協定の話し合いの場で、確認なり我々の意見もまた述べさせていただこうと思う。

## ○ 議題7 今後の進め方（案）

資料7を用い、事務局から環境保全協定の構成と今後のスケジュールについて説明した。

（以下、質疑応答）

- ・**高橋会長** 設備の稼働に合わせて協定を締結する必要はないと思う。その前に合意できるならば、早く締結したほうがいい。協議の中で、設備に反映してもらいたい点や、決まった業者に對し、交渉確認をお願いしたい事が出た場合は、早目にお願いした方がいい。2021年協定締結という数字合わせの必要は全くない。

現在締結している協定の内容を踏まえながらとあるが、30年前の協定か。

- ・**事務局** はい、そうです。

- ・**高橋会長** 既存の協定を踏まえる必要はないだろう、他市の事例を踏まえ、最近の技術的な進歩や環境の変化を取り込んで決めるべきだと思う。

現在締結している協定の、清掃施設建設連絡協議会メンバーはどこが入っていたのか。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** 次回、協定書をお見せする事でよいか。

- ・**中丸(康)委員** 清掃施設連絡協議会は毎年1回とかやっているのか。

- ・**田後循環型施設建設担当部長** やっていない。協定を結び、運転を開始し、規制値をクリアし

ている事だけを確認することを暫くはやっていたが、あとは超えなければいいという事となつた。本日資料等も揃っていないため、メンバーも含めて次回に説明させてほしい。  
協定を、継続するという事でスタートしたが、合意上の数字を守り、その代わり年に1回、2回報告会を開催する事で進んでいる。現況もそのように進んでいる。関係する資料は、次回でお願いしたい。

- ・**高橋会長** 次回配るならばいいと思う。協定の締結時期の問題等も考慮してください。
- ・**事務局** 考慮して案を作成したいと思う。
- ・**高橋会長** 南但の協定、ふじみ衛生組合の協定もいただきたい。
- ・**事務局** ホームページでもご覧いただけるが、次回に参考で用意する。

#### ○ 議題8 地区連絡会及び勉強会における今後の協議事項について

資料8を用い、事務局から地区連絡会及び勉強会における今後の協議事項についての説明は割愛した。

(以下、質疑応答)

- ・**高橋会長** 協議会とは関係ないが、まちづくり協議会の日程は1月25日と連絡している。
- ・**田後循環型施設建設担当部長** 皆さんからプランの話をいただいたので、府内で専門部会を作っているとご説明した。担当部署の課長級が出席し、意見交換を予定したい。調整はこれからだが、25日に分かる者が出席できるような話し合いの場を作ろうと思っているので、そのような形でよいか。
- ・**高橋会長** はい。25日で調整がつけばぜひお願いしたいが、何時ぐらいからになるか。
- ・**事務局** これから調整し、明日でも連絡させていただきたい。
- ・**高橋会長** 25日で揃わないようなら、29日午後を予備日としている。皆さんお忙しいので、早目に決めたいと思う。時間も含めて調整していただきたい。

### 3. 開会の挨拶

#### ○ 開会の挨拶

田後循環型施設建設担当部長より、閉会の挨拶を行った。

(17時10分 閉会)